

平成26年9月
市川市定例教育委員会会議録

市川市教育委員会

平成26年9月定例教育委員会会議録

- 1 日 時 平成26年9月4日(木) 午後3時開議
- 2 場 所 南八幡仮設庁舎会議室
- 3 日 程
 - 1 開会
 - 2 会期の決定
 - 3 議事日程の決定
 - 4 会議録署名委員の指名
 - 5 議案第33号 平成25年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価等について
議案第34号 市川市社会教育委員の委嘱について
 - 6 その他
 - 7 閉 会
- 4 本日の会議に付した事件
 - 1 議案第33号 平成25年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価等について
議案第34号 市川市社会教育委員の委嘱について
 - 2 その他(1)平成26年度中学生海外派遣事業について
(2)平成26年度市川市児童生徒科学展について
(3)市川市立幼稚園の利用者負担額の設定について
- 5 出席委員 宇田川 進
五十嵐 芙美子
内田 茂男
小林 正貫
平田 信江
田中 庸惠
- 6 出席職員、職・氏名
教育次長 石田 有記 教育総務部長 津吹 一法
学校教育部長 山元 幸恵 生涯学習部長 萩原 洋

教育総務部次長	石沢	昇栄	学校教育部次長	小松	秀夫
生涯学習部次長	千葉	貴一	教育政策課長	永田	治
人事・福利担当室長	板垣	道佳	就学支援課長	谷内	祐幸
教育施設課長	戸佐	薫	義務教育課長	井上	栄
学校安全安心対策担当室長	近藤	利一	指導課長	山田	浩一
保健体育課長	永田	博彦	教育センター所長	篠崎	道成
生涯学習振興課長	牛尾	進一	青少年育成課長	小畔	春夫
社会教育課長	川野	修一	自然学習課長	川元	洋
中央図書館長	松本	雅貴	考古博物館長	堀切	公雄

8 事務局職員、職・氏名

教育政策課	主 幹	福田	修
”	主 幹	石田	清彦
”	副主幹	近藤	孝子
”	副主幹	宮内由美子	
”	副主幹	岡田	靖弘
”	主 査	中嶋	愛
”	主 査	吉成	悟
”	主 査	中俣	智文

○ 宇田川委員長

ただいまから、平成26年9月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議は、委員の過半数が出席しておりますので地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により成立いたしました。この定例会の会期は市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、本日1日といたします。それでは日程に従い議事を進めます。会議録署名委員の指名を行います。会議規則第39条の規定により、会議録署名委員に、委員長、五十嵐委員、平田委員を指名いたします。続きまして、議案に入ります。議案第33号平成25年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価等についてを議題といたします。提案理由の説明をお願いいたします。

○ 教育政策課長

提出議案の1ページをお願いいたします。本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定に基づき、平成25年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表する必要があるため、提案するものでございます。なお、この点検・評価の結果につきましては、7月の定例教育委員会、議案第15号において議決を頂戴しております。本日は、同7月の定例教育委員会、議案第16号「平成25年度の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に基づく政策提言の依頼について」で、依頼いたしました第三者委員より頂戴した提言についてご報告し、この提言をこちらの点検評価報告書とあわせて議会に提出するとともに、公表してよろしいか伺うものでございます。それでは、はじめに頂戴いたしました提言についてご説明させていただきたいと思っております。本日、お配りさせていただきました冊子の127ページをご覧ください。「第三者委員からの提言」につきましては、このページから記載をしております。提言につきましては、3名の委員から頂戴いたしました。順にご紹介いたしますと、和洋女子大学人文学群教授 鈴木 みゆき様、川村学園女子大学教育学部教授 田中 孝一様、松戸市教育委員会 教育長 伊藤 純一様でございます。委員の皆様には、8月上旬に事務局より、市川市教育振興基本計画、点検評価の結果、7月に取りまとめました学校評価結果、そして今年度の重点事業や来年度予定しております新規・拡大・重点事業案についてご説明させていただきました。そして、三人の委員の皆様には、お時間のない中で、大変恐縮ではございましたが、8月下旬にこれらの提言を頂戴したところでございます。それでは、お一人ずつ、簡単ではございますが、頂戴しました提言の要旨について申し上げます。それでは、一人目、和洋女子大学教授 鈴木委員からの提言でございます。ページは、127ページから131ページまででございます。「1-1-4 体験活動の充実」から、「3-3-3 放課後の子ども

もの居場所づくりの推進」まで、13の施策について、ご提言を頂戴しております。主なものを申し上げますと、127ページ「1-1-4体験活動の充実」では、施策の推進を掲げながら、具体策が見えてこず、また、幼小中（特別支援）連携において、それぞれの時期の発達課題を明らかにし、豊かな体験活動を通して自立に向かう心を育てていく必要があるとのご提言でございます。また、次のページ、128ページ「1-3-1望ましい生活習慣を身につける取り組みの推進」では、「小中学生の時期に身体の諸感覚を通して、自分の健康や生活時間の組み立て方を考えるための指導をしていくとよい」とのご提言でございます。また、子どもの発達に関して、生活体験や習慣等の観点からご提言を頂戴しております。また、島根県雲南市の取り組み例など全国の先進的な取り組みなど、今後の本市の事業推進の参考となる事例をホームページのアドレスも含めて、多数ご紹介をいただいております。なお、鈴木委員のまとめといたしましては、お手元の資料、131ページをお願いいたします。鈴木委員からは、市川市の施策の取り組みについて、何点かお褒めの言葉を頂戴しておりますが、一方で、外部資金を獲得して新規事業を試みたり、地域連携で支援の循環を創り出したりするチャレンジ精神が、やや足りない点、また、小中学生自身が発表したり発信したりする場が少ない点、これらの2点をご意見として頂戴しております。以上、簡単でございますが、鈴木委員からのご提言でございました。続きまして、川村学園女子大学教授田中委員からのご提言でございます。ページは、132ページからとなっております。施策の方向「1-2基礎的・基本的な知識及び技能の習得を図り、活用する力の育成をする」から、141ページの施策の方向「3-4生涯を通して学び続けられる学習環境を実現する」についてまで、6つの施策の方向についてご提言を頂戴しております。主なものを申し上げますと、133ページの「ア」施策の方向「1-2基礎的・基本的な知識及び技能の習得を図り、活用する力を育成する」については、134ページの一番上、「点検・評価結果及び学校評価結果の記述やデータが求めるものは、各学校段階の各教科レベルの授業改善であり、最終的に、各学校における授業改善にまでつながるような考え方と具体策を事業として設定することがもっとも重要である。」とのご提言でございます。また、確かな学力を身につけるために、主な事業として134ページに、校内塾・まなびくらぶ事業、少人数学習等担当補助教員事業、小学校教科書等配布事業を次年度重点・拡大事業として予定しておりますが、授業改善につながるかどうかで判断していることが肝要であるとの指摘を頂戴しております。なお、田中委員のまとめといたしましては、資料の142ページをお願いいたします。計画における施策の方向性と個々の事業の連動性について教育行政全体での一貫性を図ること、また、国や県の施策等との連動性を一層図ることについてご意見を頂戴しております。田中委員からのご提言は以上でございます。最後になりますが、松戸市教育委員会教

育長 伊藤委員からのご提言でございます。ページは143ページからとなります。144ページの施策の方向「1-1自分を大切にし、他人を思いやる気持ちを養い、豊かな心を育む」についてから、151ページの施策の方向「3-5責任ある教育行政を確立する」まで、すべての施策の方向について、ご提言を頂戴しております。何点か主なものを申し上げます。まず、144ページ「1-1自分を大切にし、他人を思いやる気持ちを養い、豊かな心を育む」にございますように、「人と関わる力」「命を大切に」という現在の重要なテーマにまず取り組むという教育委員会の姿勢が強く見られる。指標にもそれなりの成果が表れているようだが、特にコミュニケーション能力の育成に関わる施策に工夫の必要性を感じる、とのご指摘でございます。また、149ページ「1-2基礎的・基本的な知識及び技能の習得を図り、活用する力を育成する」にございます「まなびくらぶ事業」は重点化を強めて欲しい。しかし、「少人数等補助教員」については一律配置という方法に疑問を感じる。また、大規模校に多く配置するという理論にも疑問を感じる。このように、平成27年度予定している事業についての妥当性についてもご提言を頂戴しております。なお、総評・まとめといたしましては、151ページ、「3 総合的意見」に記載されておりますが、伊藤委員からは、まず、市川市の強みとなっている図書館教育や特別支援教育など、柱になる施策を中心に強くアピールしていく必要がある。小中一貫校や地域連携等は、他を知る意識改革と実践という連携の難しさを自覚し、発信していく必要がある。また、業務の改善・見直しについては、サンセットシステムを導入していく必要がある。この3点のご意見を頂戴しております。以上が、簡単ではございますが、伊藤委員からのご提言でございました。この3人の委員の皆様より頂戴いたしました、貴重なご提言につきましては、今後、事務局で各施策・事業等に照らし合わせて、各所管課に周知し、平成27年度の当初予算の要求や事業展開に生かしてまいりたいと考えております。第三者委員からの提言についてのご説明につきましては、以上でございます。最後に、今後の予定でございますが、本日、こちらの提言を付記した点検・評価報告書をご承認していただいた場合には、9月中旬頃、点検・評価報告書を議会に提出いたしますとともに、本市ホームページに掲載するなどの方法により、公表させていただきたいと考えております。以上、「平成25年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価等」につきましてご説明をさせていただきました。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、議案第33号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に議案第34号 市川市社会教育委員の委嘱についてを議題といたします。提案理由の説明をお願いいたします。

○ 生涯学習振興課長

議事日程の2ページと3ページをお願いいたします。本年9月30日をもって、市川市社会教育委員の2年の任期が満了いたします。今回新たに15名の委員を委嘱するものでございます。委員の構成といたしましては、1号委員として学校教育の関係者が3名、2号委員として社会教育の関係者が4名、3号委員として家庭教育の向上に資する活動を行う者が2名、4号委員として学識経験者6名となっております。今回15名のうち5名の方が新任となります。内訳でございますが、まず、1号委員の学校教育の関係者として、国府台女子学院小学部教頭先生 横田 恒幸様が新任となります。同じく、1号委員として、千葉県立国府台高等学校校長、本城 学様が新任となります。次に、3号委員の家庭教育の向上に資する活動を行う者であります。NP〇法人市川親育ちネットワーク、理事の寺内 理絵子様が新任となります。続いて、4号委員の学識経験のある者といたしまして、千葉大学 教育学部教授 長澤 成次様が新任となります。同じく、4号委員として、元市川市立八幡小学校 校長 野澤 順治様が新任となります。他の10名の委員は再任となっております。社会教育委員の職務ですが、社会教育に関する諸計画の立案、教育委員会の諮問に応じて、社会教育に関し意見を述べるなどがあります。任期は、平成26年10月1日から平成28年9月30日となります。以上よろしくをお願いいたします。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、議案第34号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。続きまして、その他に入ります。(1)平成26年度中学生海外派遣事業についてを説明をお願いいたします。

○ 指導課長

平成26年度中学生海外派遣事業並びに受入事業について、ご説明させていただきます。まず、派遣事業でございます。市川市青少年教育国際交流協会が主催である、平成26年度中学生海外派遣事業のご報告と中学生海外派遣受入事業についてご説明いたします。平成26年度の中学生海外派遣事業は、

市川市立第八中学校佐藤 菊弥校長を団長に派遣中学生15名（男子4名・女子11名）・引率者4名（内訳はコーディネーター1名を含みます）をドイツ連邦共和国ローゼンハイム市へ7月19日（土）に派遣いたしました。派遣に先立ちまして、5月31日（土）から毎週土曜日に研修会を行い、ドイツや課題についての調べ学習、現地で行われる「さよならパーティー」で披露するダンスや歌の練習を行い、ドイツや日本についての見識を深め、出発いたしました。派遣生徒達は、ドイツでそれぞれのホストファミリー宅に宿泊し、現地の学校に通学したり、歴史的建物や文化施設の訪問等を行ったり、様々な交流を図りました。「日本DAY」での課題発表ではグループごとに調べた「日本のアニメ」「世界遺産」「歌舞伎」「日本食」について英語で発表し、工夫が凝らされた手作りの資料はドイツの生徒達の興味を引き、発表を一生懸命聞いてくれたと報告を受けております。また、日本DAY第二部では、日本の伝統・文化を紹介するため「箸の使い方」「折り紙」「習字」などのコーナーに分かれ、積極的に活動いたしました。ドイツの先生・生徒などたくさんの参加者で、どのコーナーにも黒山の人だかりができて大盛況のうちに終わり、素晴らしい「日本DAY」となりました。また、この日はパートナーシティ締結10周年で訪独されていた市川市公式団、市民団の皆さんが見学されました。中学生の交流が10年を超えた記念の式典ではローゼンハイム市長への代表生徒の英語でのスピーチは、多くの方に絶賛されました。派遣生徒達は、親元を離れ初めて会ったホストファミリーとの生活や、ドイツの子ども達とのふれあいを通して得た貴重な体験に大きな感動と影響を受け、8月2日（土）に全員元気に帰国いたしました。この派遣事業で得た貴重な経験は、派遣生徒のこれからの勉学や生活に大きな影響を与え、大きな成果を得られると考えております。まずは、この貴重な経験を多くの友人に伝えることが派遣生徒の目標であり、成果の表れと考えております。次に、「中学生海外派遣受入事業」についてご説明いたします。今年度も、ドイツ・ローゼンハイム市メートヒェン・リアルシューレから15名の生徒達が来日する予定となっております。期間は10月25日（土）から11月4日（火）までの11日間です。滞在中は市内の家庭にホームステイをしながら、各中学校にホスト学生と共に通学し、日本の学校生活を体験いたします。また、市長や教育長の表敬訪問、市内視察では史跡やお寺、博物館等を巡り、市川の文化、歴史に触れます。以上でございます。

○ 宇田川委員長

次に（2）平成26年度 市川市児童生徒科学展についてを説明をお願いいたします。

○ 指導課長

今年度は9月6日（土）から7日（日）の二日間、千葉県立現代産業科学館にて開催をいたします。展示公開時間は両日とも午前9時30分から午後4

時までとなっております。児童生徒はもとより、広く市民の方々にも優秀な作品を紹介することにより、市川市における自然科学教育の一層の振興を図るため、実施をするものです。明日5日（金）の審査会におきまして入賞者を決定し、6日7日の科学展を迎える予定となっております。教育委員の皆さまもお時間がございましたら、ぜひお越しいただければ幸いです。以上でございます。

○ 宇田川委員長

次に（3）市川市立幼稚園の利用者負担額の設定についてを説明をお願いいたします。

○ 教育政策課長

その前に、大変申し訳ございません、遅くなりましたけれど、追加で資料を置かせていただいておりますので、確認をさせていただきたいと思います。資料は3点でございます。まず、資料1といたしまして、子ども・子育て支援新制度ということでA4横のものでございます。資料2といたしまして、新制度における幼稚園の利用者負担額イメージという資料でございます。同じくA4横でございます。資料3といたしまして、8月26日に、市川市子ども・子育て会議から、「私立幼稚園の利用者負担額について」答申が出されましたので、答申書の写しを提出させていただいております。それでは説明に移らせていただきます。平成27年4月より本格施行予定の子ども・子育て支援新制度については、これまでに2回、本教育委員会会議でご審議等いただいているところでございます。まず、昨年11月の定例教育委員会会議におきまして、議案第28号として、特定教育・保育施設の運営に関する基準、子どものための教育・保育給付の支給認定に関する基準、放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準について、子ども・子育て会議への諮問についてお諮りをいたしました。なお、これらにつきましては、平成26年4月7日、同審議会より答申がなされ、その内容については本年5月の定例教育委員会会議にてご報告させていただいたところでございます。本日は、子ども・子育て支援新制度における私立幼稚園の利用者負担額について、先ほど申し上げました通り、平成26年8月26日に市長に対し、子ども・子育て会議より答申がなされましたことから、その概要と、また、公立幼稚園の利用者負担額、保育料でございますが、これの設定についての現在の状況についてご報告申し上げます。まず初めに、子ども・子育て支援新制度の概要について簡単に整理させていただきたいと存じます。新制度は、「社会保障と税の一体改革」の一環といたしまして子育て支援を社会保障の一つと位置付け、すべての子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目的とするものでございます。では資料1、子ども・子育て支援新制度について、という資料をご覧くださいませでしょうか。この制度の1つ目のポイントは、①幼児期の学校教育・保育・子育て支援について共通の仕組みの下で必要な財源を確保する

こととさせていただきます。この安定財源を使い、幼稚園・保育所等を通じた共通の給付である「施設型給付」が創設されます。この給付は、国が保育単価である公定価格を定め、そのうち、利用者負担を除いた部分が「施設型給付」となり、国及び地方公共団体が負担する仕組みとなっております。ポイントの2つ目は、②市町村が計画的に地域の子育て基盤を整備することとさせていただきます。市町村は、地域の教育・保育・子育て支援に関する需要を的確に把握し、それらの受給計画である「子ども・子育て支援業計画」を策定いたします。そしてこのニーズに応じた供給体制を確保することが、市町村の責務とされました。それでは次に、市町村が定めていくこととなります利用者負担額、保育料につきまして、幼稚園に絞ってご説明申し上げます。申し訳ございません、資料の2をご覧くださいませでしょうか。こちらの左半分が現行制度をイメージした図、矢印の右側が、新制度のイメージ図を載せております。それぞれ四角い部分になっておりますが、この図の高さが、子ども一人の保育に係る経費を示しております。新制度に移行いたしますと、公定価格という先ほどご説明したものになります。まず、公立幼稚園についてでございますが、市川市においては、保育料は月額10,000円となっております。これが利用者負担額でございますが、幼稚園運営にかかる経費のうち、その利用者負担額を引いた部分、こちらはすべて公費で負担しております。図で申し上げますと黄色の部分、利用者負担額は月額10,000円ということで水色の部分でございます。一方、私立幼稚園につきましては、それぞれの園が独自に保育料、入園料を設定しておりますが、それに対して、保護者の経済的負担の軽減等を図るため、市・県・国による就園奨励費補助金、図ではピンクで表示しておりますが、これらが世帯の収入等に応じて支払われており、実際の利用者負担については、保育料、入園料の合計から、就園奨励費補助金を引いた後の金額で、水色の部分となっております。国においては、保育料と入園料の合計額は年額308,000円、月額で申し上げますと25,700円と試算しております。なお、これに対しまして、平成26年度には就園奨励費補助金の上限額を年額308,000円としているところでございます。従いまして、ちょうど図では、ピンクで所得が低いほど、多くの就園奨励費を受けることができますので、利用者負担は限りなく0、逆に収入が非常に多い方については、就園奨励費の給付がございませんので、全て利用者負担になるということで、△の図になっているところでございます。では、右半分の新制度のイメージ図をご覧くださいませでしょうか。新制度では、保育料の仕組みが、保育園、幼稚園、認定こども園で共通となります。いわゆる保育単価でございます公定価格についてはその骨格が国から示されておりますが、地域、定員規模等により施設ごとに設定されます。それに対しまして、保護者が幼稚園等へ支払います保育料につきましては、「国が政令で定める額を限度として市町村が定める額」となっております。世帯の所得の状況、その他の事情を勘案して

市が定めることとなっておりますが、現在の保育園の保育料と同様、その世帯の所得に応じた所謂応能負担という形になります。次に、資料3をご覧くださいませでしょうか。保育新制度の枠組みを踏まえまして、私立幼稚園の利用者負担額についてご説明申し上げます。まず、「国が政令で定める」としております利用者負担額の上限について、そのイメージが本年5月に国から示されました。その内容につきましては、資料3「答申書」の2ページ、「1. 利用者負担額の構造（国の考え方）」こちらに記載がございますが、「国が示しましたイメージ（案）」の左の表をご覧くださいませでしょうか。これが今申し上げました現行制度において、保護者への就園奨励費補助金を加味した、実際の保護者が負担している額の全国平均となります。階層区分では、生活保護世帯については現行の保育料は0、一方で目安でございますが、推定年収6,800,000円を超える世帯につきましては、現行の保育料は25,700円、こういった状況となっております。この水準を基準といたしまして、国が示しました利用者負担の上限額のイメージが右側の表でございます。利用者負担額と現行の保育料が同額となっております。ここで示されました額を限度として、今回子ども・子育て会議からの答申で示されました市川市が定める私立幼稚園の保育料につきまして、ご説明させていただきます。資料の4ページをお願いいたします。市川市の利用者負担額と多子軽減の考え方について」でございます。左の上段にありますのが、先ほど申し上げました国の利用者負担の上限額のイメージとなっております。これに対しまして、市川市の案でございますが、階層区分につきましては、国が示す案どおりの5区分でございます。国の示す金額について、国の利用者負担の案からそれぞれの階層において月額2,900円を控除したものを市川市は予定しております。これは、現在、国の制度でございます就園奨励費補助金に加味して、市単独で年額35,000円、月に直しますと2,900円を上限として補助しているものを考慮したところでございます。なお、第2子につきましては、国の「第2子は第1子の半額、第3子以降は0円」との考えを踏襲し、第2子についてはそれぞれの階層において国の第1子の金額の2分の1から、先ほど申し上げました2,900円を控除したものの、第3子については無料としているものでございます。以上が、子ども・子育て会議より答申されました「子ども・子育て支援新制度における私立幼稚園利用者負担額について」のご説明でございます。次に、これらの状況を踏まえまして、市川市立幼稚園、公立幼稚園の保育料（利用者負担額）についての現在の検討状況についてご報告をさせていただきます。平成26年7月22日の幼児教育振興審議会におきまして、新制度における私立幼稚園の利用者負担額（案）の諮問についてご報告したところ、公立幼稚園の利用者負担額について、同審議会において独自に市長あての建議が行われることとなり、現在概ね審議が終了したところでございます。公立幼稚園の利用者負担額の決定は市長の権限となりますが、公立幼

稚園は現在、教育委員会が管理・運営をしておりますので、教育委員の皆様にも、現在予想されます審議の方向性につきましてご報告させていただきたいと思っております。現在のまとまる予定でございます建議の方向性でございますが、大きく2点ございます。1点目が公立幼稚園の利用者負担額（保育料）については、私立幼稚園の利用者負担額と同額とすることが適当である。2点目といたしまして、国の制度設計を踏まえ、公立幼稚園の利用者負担額の設定に伴い負担が増加する保護者に対し、一定の激変緩和措置を検討されたい、とされております。今後建議がなされましたら、市長にその旨を報告し、条例改正につきましては、国の定める上限額が平成27年度の予算編成を経て今年度後半に正式に決定される予定でございますことから、2月議会へ上程する予定としております。なお、秋には平成27年度の入園募集が始まりますことから、10月上旬の広報で、公立幼稚園の保育料につきまして平成27年度より新制度の所得に応じた金額になる等、変更の可能性がある旨周知を行い、併せて現在在園している保護者への周知を行っていく予定でございます。ご報告につきましては以上でございます。

○ 宇田川委員長

何かご質問がございましたら、お願いいたします。

○ 小林委員

2枚目のところで、公立幼稚園と私立幼稚園の公費の負担分、それから就園奨励費及び個人の負担とありますけれども、現行で今、個人と就園奨励費で、それは年額30万ということですか、私立幼稚園の場合。実費徴収費を除いてとそうおっしゃいましたよね。そうすると年額30万ですよ。この表からいくと、大体一人の子どもに係る費用というのは、60万位ということですかね。それも私立幼稚園によって全く違うと思いますが。その辺、総額というのは出ていないのですか。

○ 教育政策課長

申し訳ございません。この表の高さは子ども一人あたりの単価を示しているもので、数字的に同じ大きさを示しているものではありません。

○ 小林委員

半分ではないということですか。

○ 教育政策課長

はい、半分ではありません。

○ 小林委員

では私立は別としまして、市立の幼稚園に一人の園児に年間どれ位、個人負担分、保護者が月額1万円、年額12万円払って、それに後は公費で賄って、どれ位かかるのですか。

○ 教育政策課長

只今、資料を持っておりませんので、後ほどでもよろしいでしょうか。

○ 宇田川委員長

ほかに。

○ 五十嵐委員

そうしますと公立幼稚園の所謂、月額支払うお金は大部分の方が値上がりするということになるのですか。公立幼稚園って月1万円ですよ。1万円というと、どういう人が入ってくるかわからないのですが、すごく額に差がありますよね。

○ 教育政策課長

こども部の審議の中の方向性ということで申し上げました。決定事項ではないということをお断りさせていただいた中で、ご説明させていただきたいと思いますが、先ほどの子ども・子育て会議からの答申の4ページをご覧くださいだけです。こちらに、例えば市の案ということで、第1子のところの表がございます。これですと、例えば1番所得の多い第5階層につきましては、22,800円。そうしますと今、五十嵐委員がおっしゃった通りに、現行は10,000円ですから、この所得階層の方については、単純に申し上げれば、倍以上になる計算にはなりません。ですので、後は実際に所得階層がどのような分布を示してくるかということで人数が示されるということになりますけれども、今のところその状況までは押さえておりません。もう1点が、必ずしも全ての方が保育料が上がるわけではございません。今回の国の制度改正自体が基本的に応能負担ということで、その方の所得に応じて保育料を負担していただくという形になっておりますので、今の同じ表で見ますと逆に上から2番目の所では、6,200円になりますので、現行の10,000円を所得によっては下回る方がいるということで、さらに表の下、第2子という表を見ていただくと、例えば1番上の第5階層の所得が高いところでも第2子の場合は9,950円でございますので、現行の10,000円よりも下回る。ですので、今回のこの制度につきましては、所謂ここにも書いてございますが、多子軽減ということで、お子さんが多くいらっしゃる方については、現行より負担を減らしていこうと、国として応援していこうとそういうことだと捉えております。ちょっと今、どの位の割合の方が増える方かということについては、持ち合わせておりません。申し訳ございません。

○ 五十嵐委員

わかりました。ありがとうございます。

○ 宇田川委員長

本日の議事は以上ですが、皆さまから何かございますか。

○ 他の委員

ございません。

○ 宇田川委員長

以上をもちまして平成26年9月定例教育委員会を閉会いたします。

(午後 3 時 51 分閉会)

署名委員

委員長

宇田川 進

委員

五十嵐 美子

委員

平田 信江